

令和 8 年度 岸和田市地域ポイント・プレミアム付商品券プラットフォーム

構築・運用業務委託 公募型プロポーザル 仕様書

1. 業務名

岸和田市地域ポイント・プレミアム付商品券プラットフォーム構築・運用業務

2. 目的

岸和田市（以下「本市」という。）は、市内で利用可能な電子地域ポイントを導入し、プレミアム付商品券事業や健康ポイント等、様々な事業に活用する。これにより、人口減少や地域経済の活性化といった本市の課題解決を図るとともに、Well-being の向上やサステナブルなまちづくりの推進、観光誘客及び域外からの来訪者の増加、地域コミュニティの活性化による地域全体の活力向上を目指す。

また、取得したデータを活用することで、エビデンスに基づくまちづくり政策の立案につなげることを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から 3 年間の長期継続契約

※地域ポイント等プラットフォームのシステム構築・運用・保守部分のみ

(システム納品期限) 令和 8 年 8 月下旬

※契約後にスケジュールは改めて協議を行う。

4. 業務範囲の位置づけ

全体管理、システム構築・運用・保守、参加店舗募集・管理・精算、プロモーション、事務局運営、効果検証、成果物提出、個人情報・守秘義務など、一連の業務を包含すること。

5. 事業概要

物価上昇の影響を受ける市民や中小事業者への経済的支援と地域内消費の喚起を図るため、デジタル技術を活用した地域ポイント・プレミアム付商品券プラットフォームを構築する。

市民が健康増進やイベントへの参加など、社会課題の解決に資する行動に応じて地域ポイントを付与し、地域ポイントが域内で循環・消費される仕組みとすることで、持続可能なまちづくりと地域活性化につなげる。

また、令和 7 年秋に実施したプレミアム付デジタル商品券事業で事業者は一定のデジタル化促進につながったが、引き続き発行口数を増やし商品券事業を実施することで、更なるデジタル化促進が期待され、あわせて、利用データを分析し今後のまちづくり政策に役立てる。

6-1. 地域ポイント事業

項目	内容	備考
発行者	本市及び市民団体など	
発行価格	1 ポイント 1 円	

有効期限	詳細は別途協議の上、決定する。	
対象店舗	市内店舗 〈参考：令和 7 年実施分〉 プレミアム付商品券（アプリケーションのみ） 登録店舗数：664 店舗	受注者において対象店舗の開拓を実施し、700 店舗以上の登録を目標とすること。あわせて、目標達成に向けた開拓手法について提案すること。
媒体	スマートフォンアプリ	
開始時期(予定)	令和 8 年 10 月	
ポイント付与事業	本市及び関係機関が付与	・健康活動や地域活動への参加に対してポイント付与を想定

6-2. 地域ポイント事業（事業開始時に給付する地域ポイントについての詳細）

項目	内容	備考
給付対象者	令和 8 年〇〇月〇〇日時点で住民基本台帳に登録されている方	住民基本台帳登録人口：約 186,000 人 詳細については別途協議。
給付方法	給付対象者より申請いただき、スマートフォンアプリへ 1,000 ポイントを給付。申請方法や給付までの具体的な手続きの流れについて、わかりやすく提案すること。	全市民（世帯）に対し、事業内容及び給付手続きに関する周知を行うこと。 本市では、チラシの全戸配布を実施予定。 （別途本市にて発注）。
給付ポイント数	1,000 ポイント	
有効期限（予定）	利用開始日～令和 9 年 1 月 15 日	
開始時期(予定)	令和 8 年 10 月	

7. プレミアム付商品券事業

〈全体〉

項目	内容	備考
----	----	----

総発行数	20 万口 (内訳) ・デジタル 18 万口 ・紙 2 万口	紙が完売しなかった場合は、デジタルに移行して販売を想定。
発行額	1 口 6,500 円 (うち、プレミアム分 1,500 円)	総額 13 億円
販売額	1 口 5,000 円	総額 10 億円
購入口数	1 人あたり 6 口まで ※アプリケーション及び紙による申込みを合算した口数とし、重複申込みによる 6 口を超える購入は認めない。	
商品券媒体	アプリケーション・紙	
対象者	市民及び市外の方	
対象店舗	市内店舗 〈参考：令和 7 年実施分〉 プレミアム付商品券 (アプリケーションのみ) 登録店舗数：664 店舗	受注者において対象店舗の開拓を実施し、700 店舗以上の登録を目標とすること。あわせて、目標達成に向けた開拓手法について提案すること。
属性制御	市内参加店舗を大型店舗と中小店舗に区分し、利用可否制御に用いること。 (詳細) ・ 中小店舗限定で利用可能な商品券 4,000 円 ・ 大型店舗含む全店舗で利用可能な商品券 2,500 円	
販売期間 (予定)	令和 8 年 9 月・10 月頃	
利用期間	利用開始日～令和 9 年 1 月 15 日	
商品券の対象にならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岸和田市普通ごみ有料指定袋の購入 ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 ・ 消費にあたらぬものへの支払い (出資、振込手数料、保険料等) ・ 公租公課の納付 (国税、地方税、使用料等) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入 ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い ・保険診療による処方箋が必要な医薬品 ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・その他、岸和田市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの 	
--	--	--

〈アプリケーション〉

項目	内容	備考
販売方法	抽選販売 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 次抽選販売 13 万口（市民のみ） ・ 2 次抽選販売 5 万口 	
申込方法	ウェブサイトまたはアプリケーション等、インターネットを利用した方法による申込のみとする。郵送・窓口等の申込は受付不可とする。	

購入方法	購入者の利便性に配慮した決済手段を備えること。決済手段については、クレジットカードやコンビニ決済等を例として想定するが、これに限らず、より利便性の高い手法について提案すること。	
決済手数料	受注者にて負担すること。 〈参考：2025年実施分〉 プレミアム付商品券（アプリケーションのみ） ・販売口数 49,617口（1口 5,000円） ・決済件数 25,725件（うち、クレジットカード 21,753件、コンビニ 3,972件） ・決済手数料額 6,169,654円（うち、クレジットカード 5,263,607円、コンビニ 906,047円）	

〈紙〉

項目	内容	備考
発券部数	20,000冊（500円券×13枚）	
校正	文字校正、色校正は必要回数（3回程度）	
作成期限	商品券利用開始日の14日前まで	
偽造対策等	①偽造防止の措置を講じること。 ②通し番号を付すこと。 ③カラーコピー牽制を施すこと。 ④OCR機で読取可能であること。	
販売方法	抽選販売 ・1次抽選販売 2万口（市民のみ） ※売れ残りの残数については、2次抽選販売にてアプリケーション分として販売を実施すること。	
申込方法	所定の申込書に記入の上、郵送または本市指定の窓口にて申込。	
購入方法	購入引換券と本人確認書類を持参の上、本市内の指定場所にて、現金払いにて購	

	入。	
購入引換券	当選者へ送付する書面として作成し、偽造対策（カラーコピー牽制等）を施すこと。通知の発送は受注者が行い、落選者にも落選通知を送付すること。	

8. 業務

(1) 全体管理業務

- (ア) 全体の進行管理：業務目的を踏まえ、効率的・効果的に進行管理を行うこと。
- (イ) 制度設計の補助：法令・事例調査、監督官庁の見解確認等、適切な助言を行うこと。
- (ウ) 事業計画及び実施体制の作成：契約締結後、年間の事業計画書及び実施体制図を作成し提出すること。
- (エ) 運用サポート：制度設計支援、地域ポイント付与スキーム設計、キャンペーン提案、効果検証・レポート作成等を行うこと。
- (オ) 中長期ビジョンの策定支援：本事業が単年度に留まらず継続的に発展することを前提とし、地域への定着及び持続的な利用促進に向けた中長期的なビジョンを提案すること。あわせて、新たな技術や制度（例：ステーブルコインやふるさと住民登録制度連携など）の活用可能性も踏まえ、本市の実情に即した段階的な展開方針を示すこと。

(2) スマートフォンアプリ及び管理者用システムの構築業務

① 端末要件

- (ア) 利用者端末：各 OS の最新バージョンに対応すること。稼働開始にあたり各 OS のメジャーアップデートに適切に対応すること。
- (イ) 管理者端末：Microsoft Edge、Google Chrome の最新バージョンで動作すること。

② 機能要件

- (ア) 地域ポイント事業・プレミアム付商品券事業共通機能
 - A) 付与・加算・減算機能があること。
 - B) 残高が表示されること。
 - C) 種別で分けて表示できること。
 - D) 種別ごとに発行でき、利用店舗や利用期限が設定できること。
 - E) 決済ができること。
 - F) 利用履歴が確認できること。また、遡って確認できること。
 - G) 参加店舗検索ができること。
 - H) 参加店舗の属性を区分登録できること（大型店舗・中小店舗）。
 - I) 参加店舗情報を分かりやすく表示できること（マップ等）。
 - J) 登録業種ごとに分類できること。
 - K) チャージ（発行）ができること。
 - L) マイナンバーカード連携もしくは、利用者情報（要本人確認）にて登録し、アカウントを発行できること。

M) アプリケーションを活用した地域ポイント・商品券の利用は、MPM 決済に対応できること。

(イ) 決済機能

- A) アプリケーション決済の場合、店舗において機器の必要がない決済ができること。
- B) 決済完了後に未払いが防げるシステムであること。

(ウ) 運用・管理機能

- A) 管理者用システムで、利用者・参加店舗情報の管理・確認・集計ができること。
- B) 管理者用システムで、事業ごとの残高を管理できること。
- C) 参加店舗が自店舗の決済履歴を確認できること。

(エ) お知らせ・プッシュ通知機能

- A) お知らせ情報を表示できること。
- B) お知らせ情報等のプッシュ通知ができること。

(オ) 地域ポイント事業独自機能

- A) 1回でチャージできる金額の最小単位を設定すること。
- B) 事業ごとに管理でき、回数、チャージ額の上限を設定できること。

(カ) プレミアム付商品券事業独自機能

- A) 同一人物が購入限度数を超える購入ができないようにすること。
- B) 市民優先の購入申込みが販売予定口数を下回った場合は全員当選とし、これを上回った場合は最も多くの者が購入可能な形で抽選を実施し当選者を決定すること。
- C) 当選者に当選した旨を通知の上、当選したが購入していない者に対し、購入期間内に購入するよう複数回働きかけること。
- D) 当選者から1口あたり5,000円の支払いを受け、プレミアム付商品券として6,500円の利用が可能な状態にすること。
- E) 虚偽申込や転売などの不正行為を防止する措置、チェック方法、利用者周知などを予め講じるとともに、不正が認められた場合には、速やかに必要な措置（利用停止等）を講じること。

F) 7. プレミアム付商品券事業に記載のプレミアム付商品券利用対象外のものの購入ができないこと。

G) プレミアム付商品券利用期間終了後も利用履歴が確認できること。

H) プレミアム付商品券販売日前後は、不特定多数の想定を超える同時アクセスが見込まれるため、サーバ等がダウンしないシステムとすること。

③追加提案

②で構築するシステムを活用し、地域ポイントを付与する創意工夫ある企画について提案すること。なお、テーマ例は下記のとおりであり、これらに限らず、本市が抱える課題の解決や地域活性化に資する提案を行うこと。

(例)

- ・本市が主催・共催するイベントへの参加（健康、スポーツ、文化、福祉、人権等）
- ・本市が重要課題として推進する事業への参画（路線バスの利用促進、特定事業への協力等）
- ・移住促進・定住支援施策との連携（例：ふるさと住民登録制度等、移住サイト連動）

- ・子育て・介護関連サービスの利用（健診受診、介護予防講座、ベビーシッター利用等）
- ・防災訓練・備蓄点検・避難所運営ボランティアへの参加
- ・その他、地域経済の活性化や共助体制の強化に資する行動

④ 非機能要件

(ア) セキュリティ要件

- A) クラウド環境の設置場所は、日本国内のデータセンターで運用設置されていること。取り扱うデータは日本国内のみでの管理とし、漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。
- B) 通信及び蓄積データに対して暗号化を行えること。
- C) サーバー等システム機器について、適切にウイルス対策を行い、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及びそのサーバー OS の更新プログラムを、即時性を考慮し適切なタイミングで更新すること。
- D) サーバーには、情報の漏洩又は改ざんを防ぐために、データに対するセキュリティ対策を行うこと。
- E) 利用者の端末機器に保存されているデータ類を自動で収集しないこと。
- F) 不測の事態に備えてバックアップを定期的を取得し、復旧することが可能な状態で運用を行うこと。

(イ) 動作テスト

本仕様書に定める要件が対応する全ての端末において正常に動作することを確認すること。

(ウ) 登録

iOS 端末向けアプリケーションは、「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは、「Google Play」への登録、配信までの一切の手続きを行うこと。

(エ) 操作研修

システム導入後に 操作マニュアルを作成の上、本市職員向けの操作研修を実施すること。

(オ) その他

ユニバーサルデザインを考慮し、使いやすさを重視すること。また、利用者と参加店舗の負担軽減に努め、アクセシビリティとユーザビリティに配慮したものとする。

(3) スマートフォンアプリ及び管理者用システムの保守運用業務

① 全般

- A) 運用管理体制を整え、責任者と担当者を設けること。
- B) 登録情報、決済・利用情報等の利用状況分析データを提供すること（CSV等）。
- C) サービス監視により障害及び障害を招きうる事象を検知した場合、速やかに本市に連絡するとともに、直ちに状況把握を行い、必要に応じて障害箇所特定、影響範囲調査、即時対応、原状復帰を行うこと。
- D) 稼働時間帯は原則 24 時間 365 日とすること。
- E) システム停止を伴う作業（バージョンアップ等）は事前に本市と協議すること。
- F) 初回稼働確認時は、迅速な対応が可能な人員（SE・運用保守要員）を確保すること。

② アプリ関連

- A) App Store 及び Google Play への登録の維持管理を行うこと。

- B) 不具合は修正し、アップデートを行うこと。
- C) OS のバージョンアップに伴う設定更新に対応すること。

(4) 参加店舗募集・管理・精算業務

① 参加店舗募集及び管理

- A) 参加店舗は受注者が募集すること（過年度参加店舗一覧の提供可）。
- B) 募集、申込受付、審査、店舗一覧の作成を行うこと。
- C) 参加店舗一覧は、アプリ版を利用開始前日まで（令和 8 年 8 月 31 日（予定）まで）に専用ホームページ等に公開すること。
- D) 参加店舗向け運営マニュアルを作成・配布し、留意事項や運営方法を周知すること。
- E) 参加店舗募集説明会を本市内複数箇所ですそれぞれ複数回実施し、利用マニュアル動画を作成すること。
- F) 必要な店舗向け販促物（ポスター、リーフレット、ステッカー等）を提案の上、用意すること。
- G) 導入時に必要となる道具一式を提供すること。
- H) 参加店舗等からの問合せに誠実に対応すること。
- I) 参加店舗の負担が少なくなるよう配慮すること。
- J) 大型店舗、中小店舗の属性制御は、本市と相談の上、決定すること。
- K) 参加店舗等が自店舗での利用状況や振込予定日、履歴等を確認することができること。

② 精算業務

取引実績に基づき、参加店舗に対し月 2 回以上精算を行うこと。精算に係る振込手数料等は参加店舗負担とする。なお、紙媒体での精算については、月 1 回以上の実施でも可とする。

(5) プロモーション業務

- A) 効果的なプロモーションを企画・実施すること（広報きしわだ、本市イベント等の活用を含む）。
- B) SNS 開設等、ソーシャルメディアの活用を提案・実施すること。
- C) チラシ、PR ポスター、パンフレット、ステッカー等の販促物を提案の上、必要部数を用意すること。チラシについては、全戸（約 92,000 世帯）へ配布を予定しているため、8 月中旬までに本市が指定する場所に 93,000 枚を納品すること。全戸配布については、別途本市にて業者へ発注を予定。
- D) 専用 Web ページを作成・運用すること。

(6) 事務局運営業務

① 問合せ対応

- A) 利用者・参加店舗等からの問合せに誠実に対応すること。
- B) コールセンターを開設し、対応すること。
- C) 開設時間は平日 9:00~17:00 を原則とし、土日祝・平日夜間は提案事項とする。回線数・人員配置も提案事項とし、繁忙期の増設は本市と協議の上、決定する。
- D) 必要な能力を有する人材を配置し、運営マニュアルを作成・更新すること。

E) 苦情には慎重に対応し、本市へ報告すること。個人情報に関する問合せにも慎重に対応すること。

② 利用申込・購入にかかる業務

(ア) 募集

市民優先の販売時期調整等を想定し、不正防止措置を講じること。

(イ) 申込

専用アプリ又は Web により申込を受け付けること。紙媒体による販売については、現地での申込受付、書面による申請対応及び現金での支払対応を行うこと。

(ウ) 抽選

申込者全員に平等に配布する場合や属性に応じて調整する場合がある（方法は提案事項）。

(エ) 窓口設置

紙媒体のプレミアム付商品券について、購入申込の受付及び当選者への販売を行う窓口を設置すること。販売にあたっては、購入引換券及び本人確認書類を確認の上、現金と引き換えに商品券を販売できる体制を構築すること。設置場所については、岸和田市役所内を予定しているが、詳細な場所及び運用方法については、受注者決定後に協議の上、定めるものとする。なお、窓口の具体的な運用方法、設置数及び設置期間については提案事項とする。

③ 利用者向け説明

A) アプリやシステムの使い方に関する問合せに対応すること。対面相談窓口を開設すること（事業開始当初から3か月、4か月目以降は提案事項）。

B) 利用者向け説明会を複数回実施し、利用マニュアル動画を作成すること。

C) スマートフォン等の扱いに不慣れな方でも使用できるよう丁寧に説明すること。

④ 地域ポイント発行支援

A) 本市及び関係機関が発行する地域ポイントの発行支援を行うこと。

B) 利用者情報を活用し属性に応じた地域ポイント給付を実施する際、簡便な手続きになるよう発行支援を行うこと。（方法は提案事項）

(7) 効果検証業務

A) 参加店舗向けにアンケートを実施し、項目は本市と協議の上、決定すること。

B) アンケート結果、利用実績等のデータを分析し、報告すること。

9. スケジュール（予定）

地域ポイント給付申込期間	令和8年9月1日～9月24日
地域ポイント付与	令和8年9月28日
商品券購入申込期間（一次）	【アプリケーション】 令和8年9月1日～9月24日 【紙】 令和8年9月1日～9月16日
利用者（当選者）による購入期間（一次）	令和8年9月28日～10月9日

商品券購入申込期間（二次）	令和8年9月28日～10月13日
利用者（当選者）による購入期間（二次）	令和8年10月15日～10月23日
利用期間（地域ポイント・商品券）	付与・購入された時点から令和9年1月15日まで
成果物提出期限	令和9年2月28日

※上記スケジュールは現時点での予定であり、受注者決定後、協議の上、確定するものとする。

10. 成果物等

- ・受注者は、事業計画書、実施体制図、各工程計画書、管理者・操作者マニュアル、運用設計書、受入手順書を提出するものとする。
- ・事業計画及び実施体制図は契約後、速やかに提出すること。
- ・業務打合せ記録等は随時提出とし、業務完了報告書は令和9年2月28日までに紙1部及び電子データ1式を提出すること。
- ・その他、本市が指定するものを随時提出すること。

11. 委託料の支払い

委託料は、委託業務の完了及び成果物の受領・検収を確認した後、請求書に基づき支払うものとする。その他プレミアム分等の支払いに関する事項は受注者確定後に協議の上、決定するものとする。

12. 契約・法的事項

(1) 守秘義務・個人情報

受注者は、業務で知り得た情報・個人情報を厳格に管理し、目的外利用や第三者提供を行ってはならない。収集した個人情報は本市に帰属し、本市の指示に従い情報提供を行うこと。

(2) 一括再委託等の禁止

総合的な企画・業務遂行管理等について一括再委託することはできない。その他業務の再委託は本市の承諾を要し、再委託先への適切な指導・管理を受注者が行うこと。

(3) 損害賠償責任

本業務の実施に際し第三者に損害を与えた場合、本市に起因するものを除き、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 法令遵守

適用法令等を遵守し、適法に業務を実施すること。

(5) 著作権

本業務により作成された成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、受注者が従前から保有するプログラム、パッケージシステムその他既存の知的財産権は受注者に帰属するものとする。詳細については、受注者決定後、協議の上、定めるものとする。

13. 業務の継続性

本業務は、長期継続契約とする。ただし、各年度の予算措置を前提とする。なお、本市において予算の減額等が生じた場合は、委託内容の詳細について協議の上、必要な調整を行うものとする。

また、契約終了時には、受注者は次期受託者への円滑な移行に協力し、データ以降その他必要な技術的支援を行うこと。

14. その他

(1) 本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細はプロポーザル方式により選定された事業者との協議により仕様書を作成し決定するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた事項、又は不測の事態の対応等については、本市と受注者が協議して定めるものとする。